

被災宅地危険度判定業務等従事者災害補償細則

被災宅地危険度判定連絡協議会

(目的)

第1条 この細則は、被災宅地危険度判定実施要綱第12条に基づき、被災宅地危険度判定連絡協議会（以下「協議会」という。）会員である都道府県及びその管下の市町村（特別区を含む。以下同じ。）並びに独立行政法人都市再生機構（以下「会員等」という。）が実施する被災宅地危険度判定活動（以下「判定活動」という。）及び被災宅地危険度判定に係る訓練活動（以下「訓練活動」という。）等に従事する被災宅地危険度判定士等（判定活動及び訓練活動時に死亡若しくは負傷した場合に、公務災害補償制度の適用を受けることができる以外の者で、会員等が判定士又は判定調整員として登録した者。以下「宅地判定士等」という。）に関する補償制度の内容及び補償の実施に関する手続きを定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この細則は、判定活動及び第6条第4項の承認を得て実施した訓練活動において、次の期間に発生した当該活動を直接の原因とする損害に適用するものとする。

- 一 宅地判定士等が、会員等の要請を受け、判定活動に従事するため、自宅又は職場を離れ、判定活動を行った後、自宅若しくは職場に復帰するまでの間。
- 二 宅地判定士等が、会員等が実施する訓練活動に従事するため、自宅又は職場を離れ、訓練活動に参加した後、自宅若しくは職場に復帰するまでの間。ただし、この間であっても、宿泊のため宿泊施設に入ってから訓練活動参加のため宿泊施設を出るまでの間は除く。

(補償内容)

第3条 補償の内容は、次のとおりとする。

- 一 本人又は遺族に対する補償
死亡 20,000,000 円
後遺障害 死亡補償を限度とする。
入院（1日あたり） 5,000 円
通院（1日あたり） 3,000 円
 - 二 他人の損害に対する補償（1件あたり） 100,000,000 円を限度とする。
- 2 宅地判定士等の受けた物損については、その原因を問わず、この細則を適用せず、当該活動を主催した会員等が補償を行う。

(協議会の責務)

第4条 協議会は、前条に規定する補償内容を実行するため、保険会社と保険契約を締結しなければならない。

- 2 協議会は、前項の契約の締結に当たって、補償制度の確実な運営の確保及び経済性に配慮して保険会社を選定し、契約内容を決定しなければならない。
- 3 協議会は、保険金の請求等この細則の円滑な運用のため、会員並びに契約を行った保険会社と必要な調整を行い、必要な資料を整理、保管し、会員への提供に努めるものとする。
- 4 毎年度末における保険料等の清算内容は、監査員の監査を経て、総会に報告しなければならない。

(経費の負担)

第5条 この細則による保険契約の維持に要する経費は、協議会が負担する。

- 2 判定活動又は訓練活動に、この細則による補償制度を適用したことにより必要となる保険料は、当該活動を実施した会員等が負担する。
- 3 前項の負担の方法は、その都度、協議会と負担することとなる会員等が協議し、決定するものとする。

(補償の手続等)

第6条 この細則による補償制度の適用に関する事務手続は、次のとおりとする。

- 一 会員等は、判定活動の実施に際し、宅地判定士等を召集し又は派遣要請に応じるときは、次号による通知を行った場合を除き、宅地判定士等を召集し、集合させた日の翌日までに参加人数を、また、判定活動期間終了の日の属する月の翌月 20 日までに、その氏名及び活動期間を、文書により協議会に通知するものとする。
 - 二 会員等は、判定活動に際し、災害が発生したことにより、この細則による補償制度の適用を行おうとする場合には、前号の規定にかかわらず、当該判定活動に参加した宅地判定士等の氏名及び活動期間（活動期間が終了していない場合には活動予定期間）を、文書により速やかに協議会に通知するものとする。
 - 三 会員等は、判定活動の実施に際して、この細則による補償の適用を必要としない場合には、宅地判定士等を召集し、集合させた日の翌日までに、その旨を、文書により協議会に通知するものとする。
 - 四 会員等は、実施を予定している訓練活動のうち、この細則による補償制度を適用するものについて、訓練実施日の属する週の前々週水曜日までに参加予定人数及びその氏名、活動期間を文書により協議会に通知し、適用の承認を得るものとする。
- 2 協議会は、前項各号の通知があった場合は、保険契約等の定めるところにより、保険会社に通知するものとする。
 - 3 協議会は、第1項第1号による参加人数の通知がない場合には、補償の適用を行わないことができる。
 - 4 協議会は、第1項第4号による通知があった場合には、通知の内容を確認した上、速やかに第5条第2項の保険料の負担額を併記して、適用の承認を行うものとする。

とする。

(手続に関する事務)

第7条 この細則の定めにより、協議会が行うべき事務は、協議会の事務局がこれにあたるものとする。

(保険契約との関係)

第8条 この細則に定めがない事項については、第4条第1項の保険契約及び当該保険契約に適用される保険会社の約款等によるものとする。

2 前項の保険契約及び約款等に、この細則の趣旨によりがたい事項がある場合には、協議会は保険会社と協議を行い、必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第9条 この細則の施行に関し、必要な事項については、協議会幹事会（以下「幹事会」という。）において別に定める。

2 第4条に定める保険契約の内容については、幹事会においてこれを定める。

3 前項の規定にかかわらず、保険契約の内容について、緊急に変更を行う必要がある場合には、協議会会長（以下「会長」という。）は、協議会副会長の助言を得て、これを行うことができるものとする。

4 会長は、前項の規定による変更を行った場合には、変更の理由及び内容の詳細を、変更後最初に開かれる幹事会に報告しなければならない。

附 則

この細則は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は平成 22 年 8 月 26 日から施行する。